


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1)改正の要旨 住民基本台帳法、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の改正に伴い、除住民票及び除戸籍の附票に関する文言を修正するものである。</p> <p>(2)影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p> <p>(3)施行日 公布日から施行する。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年3月 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。